

令和4年（行ケ）第7号 裁決取消請求事件

原告 弁護士法人ベリーベスト法律事務所、酒井将、浅野健太郎

被告 日本弁護士連合会

意見陳述書（原告浅野）

1 弁護士法72条後段も弁護士職務基本規程13条も、周旋、紹介と金銭との間の対価性を要求しています。日弁連の解説書でもそのように述べられています。

我々はこれらの解説を読み、日本司法書士会連合会の司法書士の報酬についてのアンケート調査結果なども参照して、新宿事務所に支払う金銭が周旋、紹介と対価性があると認められるものではないと慎重に確認した上、新宿事務所と連携して、新宿事務所から大量に引き継がれる過払金返還請求事件の依頼者のために過払金返還請求事件に取り組みました。

しかし、東京弁護士会は「ワンセット理論」という、周旋や紹介に際して金銭が支払われれば周旋や紹介の対価としての趣旨が含まれることになるという、どこにも書いていない独自の新しい理論を持ち出して、周旋、紹介と金銭との間の対価性の有無を厳密に検討せず違法と断じました。日弁連も、ワンセット理論を追認し、「対価が相当であるかどうかは問題にはならない」というフレーズを明示して（「『少なくとも事件紹介の対価を含むものであると認められることから、それが社会的儀礼の範囲にとどまらない以上、金額の多寡を問わず禁止され、対価が相当であるかどうかは問題にはならない』との認定と判断に誤りはない。」）、業務停止3ヶ月としました。この判断枠組みから分かるように、東京弁護士会の段階でも、日弁連の段階でも、対価の相当性については全く審理がされていません。しかし、このワンセット理論が従来から確立している周旋、紹介との対価関係を厳密に要求する見解と矛盾するもので明確に誤りであることはこれまで主張してきたとおりです。

本来であれば、新宿事務所に支払われていた19万8000円が、新宿事務所がそれまでに行っていた業務の成果物の引継ぎや新宿事務所が受託する裁判書類作成業務の対価として相当かどうか審理されなければなりません。しかし、弁護士会の懲戒手続では、対審構造が取られていないため、この論点について我々が問いかけても、処分庁である東京弁護士会からの反応は一切なく、議論を深める余地がなく、審査期日などでも論点になりませんでした。その上で不意打ち的にワンセット理論を持ち出され、懲戒処分を受けたのです。全くもって防御権を侵害されたという他ありません。

本来、処分を行う弁護士会側に、対価性、すなわち、支払われた金銭について周旋や紹介との対価関係が存在することの立証責任があり、それはこの裁決取消訴訟においてもそうであることを忘れてはなりません。弁護士会は、この点について何の立証もしないば

かりか、「委託することに合理性があるとは直ちには認められない」、「むしろ紹介料と評価されないための、実績作りを装ったものとの疑念が残る」という、立証責任を履き違えた、「疑わしきは被告人の不利益に」というような判断をしています。これが、正義の法律家団体として信頼されて一審が省略されている弁護士会の懲戒審理の実態なのです。こんな理由で私たちが懲戒処分にされることが許されていいはずがありません。

裁判所におかれては、このような弁護士会の恥すべき実態を念頭において、正しい法律解釈と立証責任、適正手続の原則に立ってご判断いただきますようお願いいたします。

- 2 非弁業者から市民を守るという弁護士法72条の趣旨からすると、法律上当然に予定されている認定司法書士から弁護士への140万円超えの案件の引継ぎに際しては、それまでに行った業務についての相当な報酬の精算が行われることは当然に予定されています。ここで行われる適正な報酬精算について弁護士法72条、27条、弁護士職務基本規程13条1項を持ち出すことは、士業同士の協働を分断するものであり、全く依頼者の利益にもなりません。

東京弁護士会や日弁連は、依頼者の利益を全く顧みていません。弁護士72条後段、27条、弁護士職務基本規程13条1項の解釈にあたり金銭が移動すれば当然に周旋料に該当する、紹介料に該当するというような解釈をすることは明白に誤りですし、依頼者のために士業同士の協働が求められている時代に逆行した法解釈です。弁護士や司法書士の報酬が自由化されていることも考え併せれば、支払われた金銭が、司法書士が行った業務の対価として著しく不相当に過大であって周旋料・紹介料として認定せざるを得ない場合に限り、これらの違反になると解釈すべきです。

我々は、法律家なら当然そのように解釈するだろうと思って、この取り組みにゴーサインを出しました。日弁連懲戒委員会の議決書も、「審査請求人らは規程13条1項及び法27条の解釈を誤ったものであり、本件スキームが規程13条1項及び法27条に違反すると明確な認識の下であえて本件非行行為を行ったものと認めることはできない。」と認定しています。私たちの主張はこれまで述べてきたとおりであり、東京弁護士会や日弁連が採用した解釈は明白に誤っていると信じています。裁判所には公正な立場から、日弁連の裁決を取り消し、私たちがこの一連の懲戒手続と懲戒処分を受けた屈辱を晴らして頂きたいと思えます。

以上